

# 入札公告

下記のとおり一般競争入札に付します。

令和5年1月13日

分任支出負担行為担当官  
国立感染症研究所  
総務部業務管理課長 加藤 邦司

記

## 1 件名

村山庁舎清掃業務請負契約

## 2 場所

東京都武蔵村山市学園4-7-1 国立感染症研究所村山庁舎

## 3 契約期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

## 4 入札方法

入札金額については、調達案件履行のための直接経費のほか、付随する一切の諸経費を含め入札金額を見積るものとする。

また、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

## 5 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(4) 令和4・5・6年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」に該当する者のうち、「建物管理等各種保守管理」においてA、B又はCの等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者。

(5) 当該業務を確実に実施できると認められる要員及び設備等を有している者であること。

(6) 当研究庁舎と同等規模(3,420m<sup>2</sup>)以上の施設における清掃業務請負年間契約実績を1件以上有する者であること。

(7) 資格審査申請書、又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められるものであること。

(8) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

- (9) プライバシーマーク付与認定、ISO/IEC27001認証（国際規格）、JISQ 27001認証（日本工業規格）のうち、いずれかを取得していること。
- (10) 国際規格ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を受けていること。
- (11) その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、分任支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

## 6 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
〒208-0011 東京都武蔵村山市学園4-7-1  
国立感染症研究所総務部業務管理課会計係  
電話 042-848-7006
- (2) 入札書の受領期限 令和5年2月28日 17時00分
- (3) 開札の日時 令和5年3月 1日 11時00分
- (4) 開札の場所 国立感染症研究所村山庁舎第一会議室（管理棟2階）

## 7 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者に要求される事項
  - ① 入札者は、競争参加資格審査申請書（競争参加資格名簿登録申請書）により、国に届け出た代表者名を記載し、封かんのうえ入札執行者の指示に従って入札する。  
また、代理人により入札する場合は、委任状を開札前に提出する。
  - ② この一般競争に参加を希望する者は、封かんした入札書を受領期限までに提出しなければならない。入札者は分任支出負担行為担当官及びその補助者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
  - ③ 入札に参加を希望する者は、入札書の提出時に、分任支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。
- (4) 入札の無効  
本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札者に要求される事項を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札の条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。  
また、入札に参加した者が、7(3)③の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。
- (5) 契約書作成要否  
契約の締結に当たっては、契約書を作成する。
- (6) 落札者の決定方法  
予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) 押印の省略
  - ① 契約書を除き、入札書や誓約書等の契約手続に必要となる書類（以下「契約関係書類」という。）への押印は不要とする。
  - ② 担当者等から提出される契約関係書類については、事業者としての決定として取り扱う。
  - ③ 押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があり得る。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。